

令和8年度とくしまフューチャーアカデミー委託事業
受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度とくしまフューチャーアカデミー委託事業

(2) 目的

徳島県においては、政策・方針決定過程への女性・若者の参画機会の更なる拡大を図るため、人材発掘及び人材育成機能を備えた実践の場を創設し、女性活躍に向けた研修を開催するとともに、育成した人材が活躍できる機会を提供する「とくしまフューチャーアカデミー事業」を平成30年度から実施しているところである。

当事業は、企画・運営・広報を民間事業者等に委託することとし、民間事業者等の持つノウハウや経験を生かした講座の企画・運営・広報を実施することで、より実践的かつ効果的な事業とし、官民一体となった男女共同参画社会を実現すること及び政策・方針決定過程への参画拡大に向けた人材を育成することを目的としている。

なお、この業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

1,265千円

2 企画提案の参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 徳島県内に本店、本部、又は支店、支部、事業所等を有する者であること。

(2) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

(3) 次の事項に該当する者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置又は指名回避の措置の対象となっている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者。

オ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者。

(4) 役員に、次の事項に該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

3 企画提案の参加・応募方法

(1) 企画提案書の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号) A4判 1部

イ 申込書(様式第2号) A4判 1部

ウ 法人・団体の場合は定款または根本規則のコピー 1部

※ 個人事業主の場合は開業届のコピーを提出すること。

エ 法人・団体及びその構成員の概要並びに実績が分かる書類(様式自由) A4判 7部

オ 企画提案書(様式自由) A4判 7部

カ 委託業務に係る経費の見積書(様式第3号) A4判 7部

(2) 提出期間

・参加表明書 令和8年7月8日(水)午後5時必着

・参加表明書以外の書類 令和8年7月15日(水)午後5時必着

(3) 書類の提出方法

参加表明書については、持参、郵送(書留で期限内必着)又は電子メールとし、参加表明書以外の書類については、持参又は郵送(書留で期限内必着)とする。郵送及び電子メールの場合は、送付した旨電話で連絡すること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県子ども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当

電話番号：088-621-2177

ファクシミリ：088-621-2843

E-mail：danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

4 審査及び結果通知

(1) 選定方法

県が設置する選定委員会において、提出された企画提案書等により評価を行い、最

優秀提案者を選定する。企画提案の評価（採点）は、書面審査を基本とし、必要に応じてヒアリング等の機会を設ける場合がある。なお、提案者が一者であった場合においては、選定基準に基づき、総合的に審査の上、適否の評価を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(2) 選定基準についての質問は受け付けない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

5 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様書に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成は縦版（片面印刷）横書きとすること。ただし、3（1）エ及びオについての様式はA4判片面印刷であれば自由とする。
- ウ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- エ 提出された応募書類の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 提出された応募書類は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- カ 提出された応募書類は、原則返却しない。
- キ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ク 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。
- ケ 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- コ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- サ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

6 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和8年6月24日（水）から7月1日（水）午後5時まで

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、文書で行うものとし、3（4）まで、書面持参、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

電子メールにより回答する。

7 スケジュール

(1) 公募開始

令和8年6月24日（水）

(2) 質問書受付期限

令和8年7月1日（水）午後5時（必着）

(3) 参加申込書提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時（必着）

(4) 企画提案書等提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時（必着）

(5) 審査

令和8年7月中旬～下旬を予定

(6) 契約の締結

選定後、協議の上、契約を締結する。